附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「改正法」という。）附則第八条第一項の規定により改正法による改正前の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標が改正法による改正後の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標とみなされる場合におけるこの省令による改正後の独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令第八条第一項の規定の適用については、同項中「当該事業年度における業務の実績（当該業務の実績が通則法」とあるのは「当該事業年度における業務の実績（当該業務の実績が独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の通則法（以下「旧通則法」という。）」と、「第二十九条第二項第二号に」とあるのは「第二十九条第二項第三号に」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「結果（当該業務の実績が通則法」とあるのは「結果（当該業務の実績が旧通則法」と、「期間における業務の実績（当該業務の実績が通則法」とあるのは「期間における業務の実績（当該業務の実績が旧通則法」とする。

○農林水産省
経済産業省令第二号
国土交通省

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十七日

農林水産大臣　**吉川　貴盛**
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則（平成二十九年農林水産省経済産業省国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
様式（第二十二条関係）（日本産業規格Ａ列七番） （略）	様式（第二十二条関係）（日本工業規格Ａ列七番） （略）

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○農林水産省
国土交通省令第一号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十五条の六第三項及び第四項の規定に基づき、国立研究開発法人土木研究所の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十七日

農林水産大臣　**吉川　貴盛**
国土交通大臣　石井　啓一

国立研究開発法人土木研究所の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

国立研究開発法人土木研究所の業務運営に関する省令（平成十八年農林水産省国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（業務実績等報告書） **第五条**　研究所に係る通則法第三十五条の六第三項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。その際、研究所は、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、研究所の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。	（業務実績等報告書） **第五条**　研究所に係る通則法第三十五条の六第三項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。